

公益財団法人長崎県産業振興財団 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「当法人」という。）定款第30条第2項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいい、評議員と併せて非常勤役員等という。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給・額の決定)

第3条 当法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員への報酬等の額の年間総額は、6,000万円の範囲内とし、各常勤役員への報酬等の額は、評議員会において定めるものとする。

なお、上記年間総額には、「派遣職員の取り扱いに関する取決め書」に基づき長崎県から派遣された職員に長崎県から支給される給与等を含むものとする。

- 3 監事に対する報酬は、業務執行監査実施の際、監査1日当たり3万円を支給する。
- 4 常勤役員の退職手当については、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退職したものに限り支給できるものとし、その算定方法は、退職時点における報酬月額に在籍年数を乗じたものとする。

ただし、「派遣職員の取り扱いに関する取決め書」に基づき長崎県から派遣された職員に対する退職手当は支給しない。

なお、退職手当として支給される額は、第2項に定める報酬等の額の年間総額には含まないものとする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、当財団の給与に関する規程に定める給料の支給日に準じ、本人指定の金融機関へ口座振込の方法により支給する。

- 2 監事の業務執行監査実施に対する報酬は、監査報告を行う評議員会開催後に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 その他、報酬等の支給に関する詳細は、当法人の関係規程に準ずる。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬等を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員の死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第6条 当法人は、役員等が、その職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく、また前払いを要するものについては前もって、現金で支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準じ、口座振込により支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月23日から施行する。